

令和 8 年度「建設業取引適正化推進月間」の取組について

～みんなで守る適正取引～

国土交通省においては、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化について、その推進を図ってきたところです。

令和 8 年度も、1 1 月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、沖縄総合事務局及び沖縄県において、建設業の健全な発達を促進するため、下記のとおり建設業の法令遵守に関する活動を行います。

記

1. 主 催：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県

2. 実施内容

（1）ポスター掲示による広報（別添ポスター参照）

（2）ホームページ等を通じた広報

（3）建設業者等を対象とした講習会の開催

「改正建設業法」、「工期に関する基準」、「建設業に対する時間外労働規制」、「建設キャリアアップシステム」等の周知を予定しています。

（4）建設Gメンによる実地調査、立入検査等の実施

建設Gメンによる実地調査を重点的に実施するほか、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行います。

（5）各種相談窓口についての周知

「駆け込みホットライン」、「建設業取引適正化センター」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等の各種相談窓口についての周知を行います。

《問合せ先》

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課

課長補佐 仲本 亜希子、調査指導係長 徳田 哲也

098-866-0031（代表） 内線（3156、3174）

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班

098-866-2374（直通）

請負代金や
工期設定は

適正ですか

?



みんなで守る適正取引



令和8年度
11月

建設業取引
適正化推進月間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化推進月間

検索